

寢屋川市雇用調整助成金等
申請費用補助金

募集要項

寢屋川市
まちづくり推進部 産業振興室
令和3年10月

1 寝屋川市雇用調整助成金等申請費用補助金について

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業者が国の雇用調整助成金等の支給申請に係る事務を社会保険労務士に依頼した場合に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付することにより、雇用調整助成金等の制度の利用を促進し、従業員の雇用の維持及び事業活動の継続を図ることを目的とするものです。

(2) 定義

この募集要項において、「雇用調整助成金等」とは次のいずれかに該当するものをいいます。

ア 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第1項第1号の規定並びに雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第102条の2及び第102条の3の規定に基づく雇用調整助成金。ただし、判定基礎期間に令和3年10月1日以降の日を含むものに限る。

イ 職発0310第2号に基づく緊急雇用安定助成金。ただし、判定基礎期間に令和3年10月1日以降の日を含むものに限る。

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第1項第1号の規定並びに雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第102条の2及び附則第15条の4の5の規定に基づく産業雇用安定助成金。ただし、判定基礎期間に令和3年10月1日以降の日を含むものに限る。

(3) 補助対象経費

補助対象経費は、社会保険労務士に支払った次に掲げる経費（消費税及び地方消費税を除く。）です。

ア 雇用調整助成金等の申請書類の作成に要する経費

イ 提出代行又は事務代理に要する経費

ウ 上記のア及びイに付随して必要な経費

エ その他市長が必要と認める経費

(4) 補助金の額

補助金の額は、上記の(3)に掲げる経費を合算した額（1,000円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた額）とし、1事業者につき10万円を限度とします。

※ 市内に複数の事業所を有していても、事業所数に関わらず1事業者につき10万円が上限となります。

2 補助対象者

補助対象者は、次のいずれにも該当する方です。

(1) 雇用調整助成金等の支給申請に係る事業所が市内に所在する法人又は個人事業者であること。

(2) 雇用調整助成金等の支給申請を行った事業者であること。

(3) 市税を滞納していないこと。

(4) 寝屋川市暴力団排除条例（平成25年寝屋川市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

3 申請手続

(1) 申請期間

令和3年10月18日(月)から令和4年3月7日(月)(必着)まで

※ 申請後の書類の訂正、差替え期間は、令和4年3月18日(金)午前12時までとします。

この期間までに書類がそろわなければ、補助金の不交付を通知します。

(2) 申請方法

原則、郵送による申請(レターパック推奨)となります。

①手順1(必要な書類の確認)

「寝屋川市雇用調整助成金等申請費用補助金交付申請書兼請求書」及び「寝屋川市雇用調整助成金等申請費用補助金誓約書」の様式を市ホームページからダウンロードし、確認してください。

②手順2(申請書の記入、必要書類の確認、郵送)

①で確認した様式に必要な事項を記載し、「申請に必要な書類」を添付して、郵送してください。

※郵便物の追跡ができるため、レターパックでの郵送を推奨しています。

《申請書類の取扱い》

○申請書類の提出には、「申請に必要な書類」がすべて必要になります。

申請書類に不足や記載漏れ等の不備があった場合は、お電話もしくはメールにて資料の追加依頼、修正等をお伝えします(申請の際に記入する電話番号、メールアドレスの誤字にご注意ください)。

この場合、申請していただくには、必要な修正を行った上で再提出していただくこととなります(「寝屋川市雇用調整助成金等申請費用補助金交付申請書兼請求書」など、申請書類の一部のみを提出された場合も該当します)。

○申請書類がすべて確認できれば、支給のための審査を行います。提出された申請書類は一切返却しません。

【申請書類の提出先】

〒572-0042 寝屋川市東大利町2番14号

寝屋川市立産業振興センター内

寝屋川市雇用調整助成金等申請費用補助金係

4 補助金の支給

(1) 補助金の支給の決定、通知

審査の結果、補助金を支給する決定をしたときは、後日、支給に関して通知し、補助金を支給します。また、審査の結果、補助金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知をします。

(2) 補助金の支給

補助金は、申請時に指定された金融機関口座に振り込みます。

5 その他

(1) 交付決定の取消し及び補助金の返還

補助金交付の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚したときは、必要に応じて調査を行った上で、市は、補助金の交付決定を取り消します。この場合、すでに交付した補助金の全部又は一部を返還していただきます。

補助金の支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、市は検査、報

告又は是正のための措置を求めることがあります。

- (2) 市は、申請書類に記載された情報を寝屋川市暴力団排除条例第 12 条に基づき、大阪府警察本部に照会することがあります。
- (3) 市は、市税の納付状況（税目、税額、申告の有無等）及び住民基本台帳（住民票等）について、担当部署に確認等を行うことがあります。
- (4) 個人情報の取り扱いに関して、補助金の審査・支給・支給後の調査に関する事務に限り、市が使用することがあります。

6 問い合わせ

補助金の申請等に関する問合せ先は下記のとおりです。

寝屋川市まちづくり推進部産業振興室

〔開設時間〕 平日（月～金） 午前 9 時から午後 5 時 30 分まで

（※ただし、祝日、年末年始（令和 3 年 12 月 29 日～令和 4 年 1 月 3 日）は除きます。）

〔電話番号〕 0 7 2 - 8 2 8 - 0 7 5 1

※電話番号の掛け間違いにご注意ください。

申請に必要な書類

下記の1～6について、すべての書類をご提出していただく必要があります。

1 寝屋川市雇用調整助成金等申請費用補助金交付申請書兼請求書

必要事項をすべて記入の上、ご提出ください。

下記の「寝屋川市雇用調整助成金等申請費用補助金審査通知」は審査結果を送付する際に使用しますので、希望する送付先をご記入ください。

※請求書は補助金の交付確定をもって有効とします。

2 寝屋川市雇用調整助成金等申請費用補助金誓約書

誓約書にある代表者氏名の欄は、必ず自署もしくは記名押印をお願いします。

3 雇用調整助成金等の支給申請書の写し

社会保険労務士からの代行であることを確認するため、支給申請書の裏面に代行であることを署名する欄がある申請書様式の場合は、裏面もコピーの上、ご提出ください。

<ハローワーク又は労働局で支給申請書等の提出をした場合>

支給申請書に「ハローワーク又は労働局の受付印が押印されたもの」の写しをご提出ください。

<オンラインで雇用調整助成金等の申請を行った場合>

申請時に登録したメールアドレスへ通知が届きますので、そのメールを印刷していただき、「支給申請書の控え（写）」とともにご提出ください。

<ハローワーク又は労働局の受付印が押印されたものがない場合>

受付印の押印されたものがなければ、提出した「支給申請書の控え」と「支給決定通知書」の写しの2点をご提出ください。

4 社会保険労務士からの請求内訳が確認できる書類の写し

雇用調整助成金等の支給申請に係る費用であることがわかる文言やその内訳、消費税及び地方消費税の額等が記載された書類（請求書や契約書、証明書等）をご提出ください。

5 社会保険労務士への支払いが確認できる書類の写し

社会保険労務士が発行した領収書をご提出ください。

社会保険労務士への報酬の支払いを口座振込で行った場合、振込先と支払い金額が確認できる書類（振込金受取書や利用明細書（控）、通帳等）の写しをご提出ください。通帳の写しを提出する場合は、通帳の表紙や1ページ目の見開き部分のコピーを添付し、どなた名義の通帳から支払われたかわかるようにしてください。

6 振込先口座の通帳の写し

銀行名・支店名・口座の種類・口座番号・口座の名義が分かるページ（振込先となる金融機関（申請書記載の金融機関と同じもの）の通帳の表紙や1ページ目の見開

き部分)の写しを提出してください。

- (1) 振込先口座名義は、申請者本人の名義である必要があります。(法人の場合は、当該法人名義の口座に限ります。)
- (2) ネットバンキングなど通帳不発行の場合は、キャッシュカードのコピーとネットバンキングの支店名・口座・名義人がわかるページの写しを必ず提出してください。
- (3) 旧銀行名などは入金できませんので、申請書には現在の正しい銀行名を記入してください。
- (4) 日本国内の口座に限ります。